

# 田原市お試し移住支援補助制度



ゆったり

渥美半島 田原市で  
お試し移住

田原市への移住の検討を目的に、  
市内のホテルや民宿等の宿泊施設で  
2連泊以上滞在した場合、  
**宿泊費**と**レンタカー借上料**の  
一部を補助します。

## TAHARA CITY

愛知県 田原市 企画課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30-1

Tel 0531-27-7978 Fax 0531-23-0669

e-mail [jinkou@city.tahara.aichi.jp](mailto:jinkou@city.tahara.aichi.jp)



田原市お試し移住  
支援補助制度

# 田原市お試し移住支援補助制度

## 対象者の主な要件

- ◇ 田原市外に在住の方で、田原市への移住を検討している方
- ◇ 移住の原因が婚姻・転勤・進学等でない方
- ◇ 補助金利用の目的が観光・帰省・出張・通学等でない方
- ◇ お試し移住実施前・実施後に市が行うアンケート調査に回答できる方
- ◇ お試し移住の利用期間前・利用期間後に市が実施する定住・移住促進に関する調査・広報事業に協力できる方 など

## 補助対象経費

### ■ 宿泊費補助金

対象経費	市内宿泊施設を利用して2連泊以上お試し移住を行う場合の素泊まりでの宿泊費
補助率等	補助率：1/3～1/2 以内 補助額：1人1泊当たり 上限 3,000 円～4,000 円
限度額等	補助限度額：1世帯 5～6 万円 補助限度泊数：連続する 13 泊分

### ■ レンタカー借上料補助金

対象経費	お試し移住期間中に市内のレンタカー事業者から借り上げるレンタカーの費用
補助率等	補助率：1/2 以内 補助額：24 時間当たり上限 3,000 円
限度台数等	補助限度台数：1世帯 1 台 補助限度時間数：312 時間（13 日）分

## 利用の流れ

- Step 01 補助金の認定申請、宿泊施設及びレンタカーの予約** [申請者]  
お試し移住開始日の 7 日前までに、補助金認定申請書と事前アンケート、行程表(任意様式)を市へ提出してください。※宿泊施設及びレンタカーについては、ご自身で予約してください。
- Step 02 補助金の認定** [市]  
認定申請の内容を審査し、補助金の認定可否を判断します。(補助金の交付決定ではありません)
- Step 03 お試し移住** [申請者]  
住居や土地探し、生活環境の確認、就職活動、オフィスの設置や移転の検討など、本市への移住に向けた活動を自由に行ってください。(宿泊施設及びレンタカーについてはご自身で予約いただきます)  
観光体験プログラム等に参加して、住民とのつながりを深めるとともに市の魅力に多く触れてみてください。  
たはら暮らし定住・移住サポーターや市職員への移住相談、現地案内なども気軽にご相談ください！
- Step 04 補助金の交付申請** [申請者]  
終了後 20 日以内に、交付申請書、領収書、事後アンケート、本人確認書類、請求書を市へ提出してください。
- Step 05 補助金の交付決定** [市]  
交付申請の内容を審査し、補助金の交付決定可否を判断します。
- Step 06 補助金の振り込み** [市]  
申請者が指定する口座に補助金を振り込みます。
- Step 07 田原市への移住検討・準備、市からの調査・広報事業への協力** [申請者]  
引き続き、田原市への移住の検討・準備を進めるとともに、市からの調査・広報事業への協力をお願いします。